

#### 第4号議案

専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

次の事件は、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

専決第1号 石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和4年7月4日提出

石巻地方広域水道企業団企業長 齋藤正美

令和4年7月4日議決

専決第 1 号

石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例（昭和 55 年石広水条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「，大門町二丁目」及び「，大門町四丁目，明神町一丁目」を削り，「湊西三丁目」の次に「，湊東一丁目，湊東二丁目，湊東三丁目」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の規定は，令和 4 年 3 月 19 日から適用する。

令和 4 年 3 月 29 日専決

石巻地方広域水道企業団企業長 齋 藤 正 美